

別表

北見市民間社会福祉施設（高齢者福祉施設）整備費補助基準

1 交付対象施設等

老人福祉法第20条の3、第20条の4、第20条の5に該当する施設、介護保険法第9条1項に該当する施設

交付対象施設	補助対象事業
特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型） 併設する短期入所施設	施設整備（創設、増築、改築）
養護老人ホーム 併設する短期入所施設	施設整備（改築）
介護老人保健施設	施設整備（創設、増築、改築）

2 施設整備費基準単価等

施設の種類	基準単価	単位	対象経費 ※1
特別養護老人ホーム *1 広域型（定員30人以上） （併設する老人短期入所施設）	北海道「老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱」別表2 本体整備費単価の基礎単価の1/3	定員数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
特別養護老人ホーム *2 地域密着型（定員29人以下） （併設する老人短期入所施設）	1,000,000円	定員数	
養護老人ホーム（併設する老人短期入所施設）	北海道「老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱」別表2 本体整備費単価の基礎単価の1/3	定員数	
介護老人保健施設	北海道「老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱」別表2 本体整備費単価の基礎単価の1/3	施設数	

※ 1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 次に掲げる費用については、補助対象としないものとする。

- ① 土地の取得又は整地に要する費用
- ② 既存建物の取得に要する費用（建物の新築に比べ、相当に効率的と認められる場合におけるものを除く）
- ③ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ④ その他必要と認められない費用

3 交付額の算定方法

補助金の交付額は、次に掲げる（1）と（2）を比較して少ない方の額を上限として交付する。

- （1）1に掲げる交付対象施設ごとに、2に掲げる基準単価に当該施設の定員数等を乗じて得た額
- （2）2に掲げる対象経費から国・道補助金その他の収入額を控除した額